

## 平成 27 年度 環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務

### < 調査結果の概要（抜粋） >

#### 1-1 事業者、業界団体のニーズ調査

##### （2. 事業者、業界団体のニーズ調査参照）

各国の GPP 基準の調和や環境ラベル機関同士の相互認証の実施などに関する日本の様々な分野の事業者や団体によるニーズを的確に把握・収集するために、平成 25、26 年度に引き続き、海外の GPP や環境ラベル制度に関心を持っていると推測される「シュレッダー」（グリーン購入法では「オフィス機器等」の品目に分類）および「太陽光発電システム」（グリーン購入法では「設備」の品目に分類）の 2 分野 2 品目を対象に、関連する事業者団体・事業者に対してヒアリング形式で調査を行った。

調査の結果、シュレッダーについては、世界ではアジア地域で生産された安価なシュレッダーが多く、国際展開が期待しにくい品目であること、および国内でも安全性や価格が優先され、環境性能がほとんど重視されていない状況にあり、海外の GPP や環境ラベルについての意識は高くはないことが把握できた。

太陽光発電システムについては、日本だけでなく世界各国でも盛んに導入されているが、日本企業が積極的に海外展開を図っている例は少なく、日本国内での FIT 制度の後押しもあり、国内市場がほとんどを占めている。ただし、一部の事業者では海外展開を図っているケースも確認できたが、海外の GPP や環境ラベルに関する意識は低調であった。以上より、本年度調査を実施した「シュレッダー」と「太陽光発電システム」の 2 品目については、日本の事業者は国内で活動しているケースが多く、日本国外への輸出は進んでいない現状にあることが明らかになった。

本年度までに得られた事業者・業界団体のニーズ調査を表 1-1 にまとめた。

表 1-1. 事業者、業界団体の国際展開に関するニーズ調査結果のまとめ

分野	特定調達品目 品目名称	エコマーク 類型番号	関連業界団体 主たる団体 名等	調査 年度	ヒアリング対 象者	ニーズ調査の結果		
						国際展開の状 況	海外ラベル 等の関心	主な意見等
文具類	ボールペン、パイプンダー等	112	(一社)全日本文具協会	H25	業界団体へのヒアリング、主要な事業者 8 社にアンケート調査を実施(7 社から回答) また、1 社を追加ヒアリング実施	筆記具は品質が高いため、全世界へ展開している(他は海外展開が少ない)	低	事業者は海外展開をあまり意識していない 一部事業者で海外環境ラベルを取得している事例があるが、全体的には意識が低調である 日本の G 法やエコマークに対応する製品を海外で販売するケースは非常に稀である 単価が安い商品のため、手続き面の共通化が進むことは歓迎するとの意見がある 一般論として海外基準との共通化を望む声がある
オフィス家具等	いす・机等	130	(一社)日本オフィス家具協会	H25	業界団体へのヒアリング、主要な事業者 3 社にアンケート調査を実施(1 社から回答)	輸出が少ない(一部アジア等)	低	環境よりも安全性が最優先されており、海外環境ラベルを取得した実績がない 家具は大きいため輸送効率が悪いこと、日本の商品とはサイズやデザイン等の規格が異なるため、日本向け仕様の商品をそのまま出荷することができない 各国規格等の情報収集が難しい 一般論として海外基準との共通化を望む声がある
画像機器等	コピー機等 プリンタ等	155	JBMIA、 JEITA	H25	業界団体へのヒアリング、業界団体を通じて 15 社にアンケート調査を実施(10 社から回答)	全世界に展開(海外比率が高い)	高	多くの事業者が海外環境ラベルを取得しており、GPP、環境ラベルの意識が高い 海外環境ラベルの基準策定時に意見を言える場や制度の透明性に関する要望、工場監査に関する要望が多い 最新動向をタイムリーに把握したい、相互認証を拡大して欲しい等の意見も多い

分野	特定調達品目	エコマーク	関連業界団体	調査年度	ヒアリング対象者	ニーズ調査の結果		
	品目名称	類型番号	主たる団体名等			国際展開の状況	海外ラベル等の関心	主な意見等
	プロジェクト	145	JBMIA	H26	国内主要4社にヒアリングを実施	全世界に展開(海外比率が高い)	高	各国の環境ラベルを取得しているプロジェクトは今後海外でも普及が進んでいくと期待される商品である 相互認証の要望は高い 化学物質、工場監査、基準の設定方法に関する課題がある
電子計算機等	電子計算機	119	JEITA	H25	1社にヒアリングを実施(2社にヒアリング依頼)	全世界で展開しているが、日系事業者はトップ5に入っていない	中	環境ラベルの取得しているケースもあったが、相互認証の要望はそれほど高くない EPEATを意識している事業者は多い 現地法人で対応するため、海外展開については意識されていない 省エネ基準や化学物質基準等の統一化を望む声がある 現地語の基準の翻訳、改定情報などの情報があると有益である
オフィス機器等	シュレッダー	-	JBMIA (一社)全日本文具協会	H27	業界団体へのヒアリングを実施、主要な事業者3社にヒアリングを実施	輸出は少ない	低	世界ではアジア地域で生産された安価なシュレッダーが多く、国際展開が進みにくい分野である 安全性や価格が優先され、環境性能についてはほとんど重視されていない状況にある GPP、環境ラベルへの意識は低い
家電製品	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	-	JEMA	H25	業界団体へのヒアリングを実施	中国、東南アジア等一部のみに	低	各国の文化や生活スタイルに大きく影響を受ける製品であり、グローバル展開が難しい分野である コンシューマー向け製品であることからGPPや環境ラベルへの意識が低い
	テレビジョン受信機	152	JEITA	H25	業界団体へのヒアリングを実施、主要な事業者3社にヒアリングを実施	全世界に展開している	低	テレビの視聴環境、放送方式等が各国で異なる コンシューマー向け製品であることからGPPや環境ラベルへの意識が低い
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	-	(一社)日本冷凍空調工業会 /JEMA	H25	業界団体2団体へのヒアリング(主要1社にヒアリングを依頼したが辞退)	全世界に展開している	低	各国の生活スタイルに大きく影響を受ける製品であり、価格等の面から普及している機器が異なる 一部の事業者で海外環境ラベルを取得しているケースがあったが、現地法人で行っているため情報は得られなかった 省エネラベル、MEPS基準への関心は高い
温水器等	ガス調理機器	-	(一社)日本ガス石油機器工業会	H25	業界団体へのヒアリング 主要3社にヒアリングまたはアンケート調査を実施	全世界に展開(輸入が多い)	低	ガス品質、法規制、生活様式が異なるため、製品規格が異なる 安全性に関する法律や規格が最も重視され、必ず対応しなければならない 韓国環境ラベルを取得している事例有り GPP、環境ラベルに関する情報は事業者等で把握していないため実態がつかめるとよとの意見有り 環境ラベルに関するセミナー等の実施や検定制度の国際整合性を希望する等の意見有り
照明	電球形状のランプ	150	(一社)日本照明工業会	H25	主要事業者3社にアンケート調査を実施	全世界に展開	低	国外での販売比率は多くはない 海外環境ラベルの取得情報は得られなかった LEDは開発段階で年々性能が変わる分野である IEC規格等の策定や国際的な試験方法の整備が進められている(省エネラベルの需要はある) GPPや環境ラベルに関する意識は低い
繊維	繊維関係	103~105	日本化学繊維協会等	H25	業界団体および主要事業者1社にヒアリングを実施	輸出は少ない	低	輸入が圧倒的に多く、輸出は極めて低いため、今後も海外展開が期待されにくい分野である 海外環境ラベル等の取得事例はない 海外では再生材料等を使用する基準は少なく、化学物質については国際規格エコテックス規格100等の認証を受ける事例がある GPPや海外環境ラベルの関心を持つ事業者が一部であったが、全体としての意識は低い
設備	太陽光発電システム	135	(一社)太陽光発電協会	H27	業界団体および主要事業者1社にヒアリングを実施	輸出は少ない	低	太陽光発電システムについては、日本だけでなく世界各国でも盛んに導入されているが、日本企業が積極的に海外展開を図っている例は少なく、FIT制度の後押しもあり、国内市場がほとんどを占めている 一部の事業者では海外展開を図っており、今後の国内制度の動向次第では、海外展開が増える可能性はあると思われるが、GPPや環境ラベルに関する意識は低い
公共工事	資材-衛生器具 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み	156~158	(一社)日本バルブ工業会 (一社)日本衛生設備機器工業会	H25(一部)、 H26	業界団体3団体、主要事業者3社にヒアリング	事業者により海外展開状況は異なる。 (地産地消)	低	海外環境ラベル取得例有り 現地法人で独自に取得しているため、課題等は把握していない 米国やシンガポール等の節水基準が高いレベルにあり、これらを目標に設計をしている事例がある 洗浄機能や節水機構は同じだが、デザインや原料は

分野	特定調達品目	エコマーク	関連業界団体	調査年度	ヒアリング対象者	ニーズ調査の結果		
	品目名称	類型番号	主たる団体名等			国際展開の状況	海外ラベル等の関心	主な意見等
	込み小便器 ・洋風便器					型、輸出型)		現地によって異なる 上下水道の設計や整備状況により異なる 現地とダイレクトに情報共有できないため、GPPや環境ラベルの情報が得られる場の設置を希望する声有り


JBMIA：(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会、JEITA：(一社)電子情報技術産業協会、JEMA：(一社)日本電機工業会

## 1-2 グリーン公共調達および環境ラベル基準の海外基準との整合状況検証 (3. グリーン公共調達および環境ラベル基準の海外基準との整合状況検証参照)

グリーン公共調達(GPP)に関し、海外との基準の整合の可能性を調べるため、各国・地域のGPP制度についてその制度内容や位置付けを正確に把握することが重要である。平成26年度の調査では、欧州連合(EU)、ドイツ、アメリカ、カナダ、中国、韓国および台湾のGPP制度について調査を行った。平成27年度はこれらの国・地域に、新たにスウェーデン、ノルウェー、イタリア、ブラジル、香港、オーストラリアを加えた合計13カ国・地域に関してGPP制度に関する最新情報を入手し調査した。

平成27年度に調査した13カ国・地域全てにおいて、何らかのGPPに関する法律やガイドラインが存在している。EU加盟国では、2014年2月に公布されたEU改正公共調達指令2014/24/EC、2014/25/ECを受けて、国内の法制化が進められている国が多かった。表1-2に調査を実施したGPPと環境ラベル制度をまとめた。

表1-2. 主な主要国・地域のグリーン公共調達制度のまとめ

国・地域	グリーン公共調達(GPP)			タイプI環境ラベル	
	有無	関連法規、概要	主導省庁・機関	有無	ラベル名称・実施状況等
EU	○	<p>ECは、COM(2008)400において2010年までにEU加盟国における公共調達の50%がEU GPP Core基準に準じた調達を行うことを目標に掲げている。2014年2月に改正公共調達指令2014/25/EU、2014/24/EUが公布され、2016年4月までに改正公共調達指令に基づいて加盟国内での法制化を進めることになっている。</p> <p>ECでは、様々なツールキットの開発や、グッドプラクティスの紹介等、加盟国のGPP導入をサポートしている。その一つが、EU GPP基準で21カテゴリの基準が公開されている(この基準を用いて調達することは義務とはされていない)。</p> <p>●自主的なGPPとは別に、政府調達において調達が義務付けられている規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU エネルギースタープログラム規則(Energy Star Regulation - No106/2008)</li> <li>クリーンでエネルギー効率のよい一般道路車両の推進に関する指令(Clean Vehicles Directive - 2009/33/EC)</li> <li>エネルギー効率化指令(Energy Efficiency Directive - 2012/27/EU)</li> <li>建築物のエネルギー性能に係る指令(Energy Performance of Buildings Directive、EPBD-2010/31/EU)</li> </ul>	欧州委員会(EC)	○	 <p>EU圏内では、ECが実施するEU・エコラベル(1993年制度開始)や、ドイツ・ブルーエンジェル、北欧5カ国ノルディックスワンなどのタイプI環境ラベルが存在している。</p> <p>改正公共調達指令では、調達者が入札仕様書などにタイプI環境ラベル製品を指定することができるようになった。</p>

国・地域	グリーン公共調達(GPP)			タイプ I 環境ラベル	
	有無	関連法規、概要	主導省庁・機関	有無	ラベル名称・実施状況等
ドイツ	○	<p>連邦政府と州政府それぞれが行政規則・ガイドラインを作成し、GPP に取り組んでいる。</p> <p>連邦政府・州政府ともに行政規則に係る品目の調達には GPP の順守が義務付けられているが、ガイドラインの順守は推奨レベルとなっている。連邦政府において行政規則には、ICT 機器・木材・木製品の3つが挙げられている。</p> <p>UBA は、公共機関に対して調達方針に GPP を導入するよう推奨しており、調達時の要求仕様にブルーエンジェル基準を参考にした環境仕様を盛り込むよう奨励し、ガイドラインを作成している。</p> <p>なお、EU 改正公共調達指令を受けて、ドイツ連邦政府の公共調達規則が 2016 年 1 月に改正された (2016 年 4 月発効)。</p> <p>州政府以下の公共機関における ICT 機器の調達については、ドイツ情報技術・通信・ニューメディア産業連合会 (BITKOM) が策定したガイドラインの順守を推奨している。</p>	経済エネルギー省、ドイツ連邦環境庁 (UBA)	○	 <p>ブルーエンジェル (連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省、連邦環境庁、品質保証・表示協会、環境ラベル審査会)</p> <p>1978 年制度開始、122 の商品カテゴリに対して、約 12,000 商品・サービスが認定されている。</p> <p>エコマークとの相互認証を実施。</p> <p>行政規則に基づく ICT 機器の調達については、調達者は EU エネルギーラベルやエコデザインラベル、ブルーエンジェル、EU・エコラベル、エネルギースタープログラム、もしくはそれらと同等の環境ラベル基準を引用して使用することができるとしている。ただし、ブルーエンジェル取得までは求めていない。</p>
スウェーデン	○	<p>2007 年「スウェーデン公共調達法【2007:1091】」</p> <p>2007 年「水、エネルギー、輸送、郵便サービスに係る調達法【2007:1092】」</p> <p>「公共調達のための国家機関」が公共調達ガイドラインおよび GPP 基準を策定・公表されている。</p> <p>ガイドラインは全ての公共機関を対象とし、順守は調達者の自主性に任せられている。8 商品グループに 111 品目の GPP 基準が策定されている。</p> <p>なお、EU 改正公共調達指令に対応する国内法整備が進められている。</p>	公共調達のための国家機関 (The National Agency for Public Procurement)	○	 <p>ノルディックスワン (北欧エコラベル委員会)</p> <p>1989 年制度開始、北欧 5 カ国が実施するタイプ I 環境ラベル。1989 年制度開始。56 の基準において、9,000 以上の商品およびサービス (ライセンス数: 1,934、企業数: 約 1,600 社) が認定を受けている。エコマークと 2002 年から相互認証を実施。その他に、SSNC、TCO の環境ラベルが存在する。</p> <p>公共調達ガイドラインでは、環境ラベルの取得を条件とすることはできないが、要求仕様に適合しているかどうかの判断の目安として活用することができるとしている。</p>
ノルウェー	○	<p>2001 年「公共調達法 (LOV-1999-07-16-69)」</p> <p>2007 年「公共調達規則 (FOR-2006-04-07-402)」</p> <p>上記規則では「可能な限り製品の性能や機能のための具体的な環境基準を満たしている必要があること」等が記載され、関連項には欧州の環境ラベルまたは同等のラベル等の活用がうたわれている。</p> <p>DIFI のウェブサイトでは、カテゴリごとに EU、スウェーデン等の近隣諸国の GPP ガイドラインや環境ラベルなど既存の環境関連の要求事項を紹介し、参照するよう案内している。</p> <p>なお、EU 改正公共調達指令に対応する国内法整備が進められている。</p>	公共調達・電子政府庁 (DIFI)	○	 <p>EU・エコラベルやノルディックスワンがタイプ I 環境ラベルとして存在する。</p> <p>(上記参照)</p> <p>GPP における環境ラベルの位置付けはスウェーデンと同じである。</p>
イタリア	○	<p>2006 年 Law 296/2006 (Law 2007 Finance Act) に基づき、2008 年に「GPP に関する国家行動計画 (The PAN GPP)」が策定され、2013 年に省令 (Ministerial Decree 10th april 2013) により改定された。The PAN GPP では、GPP 制度の概要を記すとともに国家目標を定め、ミニマム環境基準 (CAM) を策定することを定めている。</p> <p>2016 年の「天然資源の過度の使用の規制とグリーン経済の環境対策促進に関する規定」(Law 221/2015) により、地方自治体や学校などの全ての公共機関に対して、CAM に準じた調達を行うことが義務付けられた。</p> <p>なお、EU 改正公共調達指令に対応する国内法整備が進められている。</p>	環境・国土海洋保全省 (MATTM)	○	 <p>EU・エコラベル (上述の通り)</p> <p>EU・エコラベルやその他のタイプ I 環境ラベル認定製品は、GPP 基準に適合しているとみなすことが可能である。</p> <p>EU・エコラベル商品はイタリアが最も多い。</p>
アメリカ	○	<p>大統領令により連邦政府機関のグリーン公共調達が義務付けられており、連邦調達規則などに持続可能</p>	環境保護庁	○	<p>グリーンシール (Green Seal Inc.)</p> <p>1989 年制度開始、民間団体が実施</p>

国・地域	グリーン公共調達(GPP)			タイプ I 環境ラベル	
	有無	関連法規、概要	主導省庁・機関	有無	ラベル名称・実施状況等
		<p>な調達に関する規定が存在する。</p> <p>2015 年の大統領令 <u>13693</u> 号では、全体的目標として、連邦政府機関が達成すべき温室効果ガスの排出量が定められ、その個別の目標として持続可能な購買や調達の推進についても、調達時に考慮すべき持続可能な製品やサービスを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●優先調達が義務付けられている指令・規則</li> <li>・エネルギースタープログラム</li> <li>・連邦エネルギー管理プログラム(FEMP)</li> <li>・包括的物品調達ガイドライン(CPG)</li> <li>・バイオブリファードプログラム</li> <li>・電子製品環境アセスメントツール(EPEAT)</li> </ul> <p>その他、推奨されるプログラムが多数存在する。</p>	(EPA)		 <p>するタイプ I 環境ラベル。31 商品・サービスの基準、約 4,000 の商品・サービスを認証している。</p>
カナダ	○	<p>2006 年「<u>グリーン調達方針(PGP)</u>」</p> <p>PWGSC が GPP に関する情報提供の他、導入促進ツールの開発や促進等を行い、公共調達におけるサポートを担っている。調達仕様の環境基準に関するツールの 1 つとして、PWGSC は商品カテゴリごとに、調達時に順守を義務付ける項目や配慮されていることが望ましい項目等が記載された調達スコアカードを公開している。</p>	公共事業・政府サービス省 (PWGSC)	○	 <p>エコロゴ(UL.)</p> <p>1988 年制度開始、70 の商品カテゴリがあり、6,564 商品(ライセンス数:323 社)の認定実績がある。</p> <p>環境性能を満たす判断の目安として環境ラベルの活用が推奨されており、エコロゴ、グリーンシールの活用が望ましいとされている。</p>
ブラジル	○	<p>1993 年に公共調達が法制化されている。</p> <p>持続可能な公共調達のためのイニシアチブとしては、2010 年に MPOG が発令した「<u>基準指令(IN 01 2010)</u>」において連邦政府の行政機関に調達時に考慮すべき持続可能性基準について明記された。</p> <p>2012 年の大統領令 No.7746 は、持続可能な開発を促進するために持続可能性に関するガイドラインを定めている。</p> <p>2016 年 8 月のリオデジャネイロオリンピックに向けて、2014 年「<u>持続可能なサプライチェーンガイド Version2</u>」(Rio2016 組織委員会)が公開された。調達物品の調達、食品や雇用などのオリンピック運営について、持続可能性の実現を要求している。タイプ I 環境ラベルについては取得が推奨されている。</p>	予算管理省 (MPOG)、持続可能な行政に関する省庁間委員会 (CISAP)	○	 <p>ABNT-環境品質ラベル(ブラジル技術規格協会)</p> <p>上記以外に、タイプ I 環境ラベルとしては、ブラジル・エコラベルが存在する。</p>
中国	○	<p>2002 年「<u>中華人民共和国政府調達法</u>」</p> <p>2004 年「<u>省エネ商品、政府調達の実施に関する意見</u>」と「<u>省エネ商品、政府調達品リスト</u>」(財政部・国家発展改革委員会)を發布。</p> <p>全ての公共機関は調達品リストからの調達が求められている(必須・推奨の品目あり)。</p> <p>リストに掲載されるには、省エネ認証(節能ラベル)の認証が必要である。</p> <p>2006 年「<u>環境ラベル商品、政府調達の実施に関する意見</u>」ならびに「<u>環境ラベル商品、政府調達品リスト</u>」(財政部と環境保護総局(現:環境保護部))を發布。</p> <p>全ての公共機関は調達品リストからの調達が求められている。リストに掲載されるには、中国・環境ラベルの認証が必要である。</p>	中国環境保護部、国家発展改革委員会、財政部	○	 <p>中国・環境ラベル((中国環境保護部環境認証センター、中環連合(北京)環境認証センター有限公司)</p> <p>1994 年制度開始、中国環境保護部が所有する環境ラベル。97 カテゴリ、150,000 製品以上(約 2,400 社)</p>
韓国	○	<p>2005 年「<u>環境配慮型商品の購入促進法</u>」により、中央政府・地方公共団体 884、および関連する約 3 万機関が対象。</p> <p>環境配慮型商品の調達が義務付けられ、韓国・環境ラベル認定商品もしくはグッドリサイクル認定商品は環境配慮型商品と位置付けられている。</p>	環境省、韓国環境産業技術院、韓国調達庁	○	 <p>韓国・環境ラベル(韓国環境産業技術院)</p> <p>1992 年制度開始、「環境技術と環境産業支援法」第 17 条に基づく国家の環境ラベル。156 カテゴリ、16,732 商品・サービス(2,767 社)</p>

国・地域	グリーン公共調達(GPP)			タイプ I 環境ラベル	
	有無	関連法規、概要	主導省庁・機関	有無	ラベル名称・実施状況等
台湾	○	<p>1998年「政府調達法」が公布され、第96条にて「政府機関は、タイプ I 環境ラベルであるグリーンマーク認定商品、またはそれと同等か類似の機能を有する商品を優先的に調達し、その際に10%まで金額を優遇できる」と定めている。</p> <p>1999年に「政府機関による環境配慮型商品の優先調達における施策」</p> <p>中央省庁や地方公共団体、公立学校、国立病院などの約30,000機関が対象機関となっている。</p> <p>154の対象品目が設定され、そのうち34品目は台湾・グリーンマーク認定製品を優先的に購入する品目に指定され、80%以上の調達率(指定調達品目調達率)を満たすことが義務化されている(中央政府機関は92%以上)。</p> <p>2002年「資源リサイクル法」が公布され、公共機関に対して原材料のうち一定以上の再生材料を使用した商品を優先的に調達するよう定めた。「公共機関に対する優先調達品目の第1群」では、台湾・グリーンマーク認定商品は基準を満たすものとされ、対象品目について年間調達比率が定められている。</p>	台湾環境保護署(台湾EPA)	○	 <p>台湾・グリーンマーク(環境開発財団) 1992年制度開始、151の商品・サービスの基準において、5,046商品・サービス、企業数:332社が認定を受けている。 エコマークと相互認証協定を締結。</p>
香港	○	<p>2000年に政府(香港特別行政区)の調達規制が、商品・サービス調達の際に環境配慮を考慮することを要求するように修正されている。香港環境保護局では、23のカテゴリ、150のグリーン調達品目リストおよび推奨される環境仕様を定めている。法的な強制力はなく、推奨されるガイドラインとして運用がされている。</p>	香港環境保護局	○	 <p>香港・グリーンラベル(香港グリーン協議会) 2000年制度開始、60商品カテゴリの基準があり、約200商品が認定を受けている。 エコマークと相互認証協定を締結。 香港では、タイプ I 環境ラベルとしてHKFEPが運営する香港・エコラベルも存在する。</p>
オーストラリア	○	<p>SPPを規定した法規制はないものの、オーストラリア環境省は「持続可能な調達ガイド」を発行し、公的機関にSPPの導入・実施を推奨している。</p> <p>2010年にCOAGは、国内における資源の有効活用を目的に廃棄物マネジメントと資源回収について6つの重要指針と16の優先的戦略を定めた「廃棄物削減・資源回収強化(NWP: Less Waste, More Resources)」を公表した。その中で、製品/サービス/インフラの重要な調達者である全ての政府機関は、持続可能な調達方針を盛り込み、かつその取組を促進させ、持続可能な製品/サービス/インフラの市場の形成・拡大を図るプログラムやサービスを展開することが明記された。</p> <p>2010年には、オーストラリア環境省主導による「オーストラリア政府 ICT 持続可能性に関する計画 2010年～2015年(Australian Government ICT Sustainable Plan)」が連邦政府により承認された。 ICT機器の公共調達に適用すべき基準を示している。6つの必須環境基準の一項目のES1の適合証明の1つとして日本エコマークの取得が明記されている。</p>	オーストラリア環境省 (Ministry of Environment)、オーストラリア連邦政府協議会 (COAG)	○	 <p>環境チョイス・オーストラリア(良好な環境の選択オーストラリア) 2001年制度開始、約22商品カテゴリの基準があり、約120社が認定を受けている。</p>

### ① 日本のグリーン購入法と海外グリーン公共調達基準の整合状況調査

平成25、26年度の調査で、日本のグリーン購入法の特定調達品目に照らしてEU、アメリカ、中国および韓国におけるGPPの対象品目を整理し、日本と共通の品目がある国については、特定調達品目の判断の基準と各国の最新の海外GPP基準について、整合状況の調査を行った。その概要を表1-3に示す。

文具類、オフィス家具(木製を除く)、制服・作業服において、日本では再生材料の使用

を主な判断基準としているのに対して、各国では有害物質の観点を取り上げているなど、全般的に、日本の基準と海外の基準の主要な観点が異なっており整合していない例が多く見られる。また、上記以外の分野については、省エネまたは節水性能の“観点”の面では一致しているものの、具体的な基準レベルでの”整合性”という面では評価方法の差異が多くみられた。

平成 27 年度は、過去の事業者・事業者団体へのニーズ調査で環境ラベルの相互認証の推進や基準の共通化の要望が高かったプリンタ(コピー機等も含む)、プロジェクタ、電子計算機について、対象国・地域をタイ、台湾、ベトナムに拡大し、日本のグリーン購入法の基準との整合状況の調査を実施した。

表 1-3. 日本のグリーン購入法の基準と海外グリーン公共調達基準の整合状況

対象 (大分類)	調査品目	公共調達基準 (平成 27 年度調査分)							日本と海外基準の整合状況
		EU	米国	中国	韓国	タイ	台湾	ベトナム	
文具類	ボールペン、バインダー等	—	○ C	—	○ G	/	/	/	バインダーなどの一部の品目については再生材料の使用の観点が共通しているが、基準レベルが異なり、文具類全般的には主要な観点が異なり整合していない
オフィス家具等	いす、机、棚等	○ A	○ C	○ E	○ G、H	/	/	/	木製家具は合法性の観点が共通している 金属製やプラスチック製の家具などは主要な観点が異なり基準の整合性はない
画像機器等	コピー機等 プリンタ等	○ A、B	○ D、B	○ E、F(★ プリンタ)	○ G	○ A	○ I	○ J	省エネ、有害物質に関する観点、基準レベルは多くの国で概ね共通している
	プロジェクタ	—	—	○ E、F	○ G	—	○ I	—	省エネ、有害物質に関する観点は共通しているが、省エネの基準レベルは各国で異なる
電子計算機等	電子計算機	○ A、B	○ D、B	○ E、F★	○ G	—	○ I	—	省エネ、有害物質に関する観点、基準レベルは概ね共通している
家電製品	テレビジョン 受信機	—	○ D、B	○ E、F★	○ G	/	/	/	省エネ、有害物質に関する観点は共通しているが、省エネの基準レベルは各国で異なる
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	—	○ B	○ F★	○ G	/	/	/	省エネに関する観点は共通しているが、評価方法は異なる
温水器等	ガス調理機器	—	○ B	○ E	—	/	/	/	省エネに関する観点は共通しているが、評価方法は各国で異なる
照明	電球形状のランプ(LED)	○ A	○ B	—	○ G	/	/	/	省エネ、寿命に関する観点は共通しているが、基準レベルは各国で異なる
制服・作業服	制服、作業服等	○ A	—	—	○ G	/	/	/	主要な観点が異なり整合していない
公共工事	資材－衛生器具 ・自動水栓	○ A	—	○ E、F★	○ G	/	/	/	節水性能に関する観点は共通しているが、基準レベルは各国で異なる
	・自動洗浄装置及びその組み込み小便器	○ A	—	○ E	○ G	/	/	/	節水性能に関する観点は共通しているが、基準レベルは各国で異なる
	・洋風便器	○ A	—	○ E、F★	○ G	/	/	/	節水性能に関する観点は共通しているが、基準レベルは各国で異なる

○：基準が設定されている、—：基準が設定されていない、A: GPP(Green Public Procurement)、B: ENERGY STAR Program、C: CPG(Comprehensive Procurement Guidelines)、D: EPEAT(Electronic Product Environmental Assessment Tool)、E: 中国・環境ラベル、F: 省エネ製品ラベル(★印：必須、印無：推奨)、G: 韓国・環境ラベル、H: GR(Good Recycle)、I: 台湾・グリーンマーク、J: 省エネ認証ラベル  
注) レーザープリンタおよびドットインパクトプリンタが必須(★)、インクジェットプリンタおよび複合機が推奨に指定されている。

## ② 環境ラベル基準の国際整合状況検証

環境ラベル基準の国際整合状況検証は、平成 25、26 年度の調査において 14 品目に対してドイツ・ブルーエンジェル、EU・エコラベル、北米・エコロゴ、中国・環境ラベル、韓国・環境ラベル、タイ・グリーンラベルおよび台湾・グリーンマークを対象に、日本のエコマーク基準との整合状況を認定基準項目ごとに比較表に整理し考察している。平成 27 年度は、そのうち相互認証の要望が比較的高い「画像機器(複写機、プリンタ)」、「プロジェクタ」および「パーソナルコンピュータ」について対象国・地域を広げて調査を行うとともに、平成 26 年度までに調査した国・地域においても基準が変更されているかどうかを確認し、変更がある場合には比較表等を更新した。

結果としては、GPP 基準の整合状況の検証と同様に、文具類、オフィス家具(木製を除く)、制服・作業服において、エコマーク基準では再生材料の使用を主な判断基準としているのに対して、各国の環境ラベルでは有害物質の観点を取り上げているなど、全般的に、日本のエコマーク基準と海外の環境ラベル基準の主要な観点が異なり整合性が低い傾向が見られた。また、上記以外の分野については、省エネまたは節水性能の“観点”の面では一致しているものの、具体的な基準レベルでの”整合性”という面では評価方法の差異が多くみられた。なお、事業者が海外環境ラベルとの相互認証に積極的な複写機・プリンタ等の分野では、各国の基準の主要な”観点”が共通しており、基準の”整合性”も図られつつある。本年度、新たに調査を実施した北欧・ノルディックスワン、ニュージーランド(NZ)・環境チョイス、ベトナム・グリーンラベル、ブラジル・環境品質ラベルについても、複写機・プリンタ分野では基準の共通部分が他の分野と比べて比較的多かった。下表 1-4 に環境ラベルの海外基準との整合状況をまとめた。

表 1-4 環境ラベル基準における日本のエコマーク基準と海外基準との整合状況

(大分野)	エコマーク商品類型	環境ラベル								(平成 27 年度調査分)			基準の整合状況
		独 国	E U	北 米	中 国	韓 国	タ イ	台 湾	北 欧	N Z	ベ ト ナ ム	ブ ラ ジ ル	
文具類	No.112 文具・事務用品	—	—	○	△ 注1	○	○	○	/	/	/	/	多くの品目は、日本と海外基準の主要な観点(再生材料)が異なり整合していない
オフィス家具等	No.130 家具	○ 木製	○ 木製	○ オフィス家具	○ 家具	○ 木製	○ 家具	○ 木製	/	/	/	/	多くの品目は、日本と海外の基準の主要な観点(再生材料)が異なり整合していない 木製家具では、木材の合法性の観点が共通している
画像機器等	No.155 複写機・プリンタなどの画像機器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基準の主要な観点(省エネ、有害物質、3R 設計、包装材料、回収・リサイクル)は、基準レベルでも多くの国で概ね共通している
	No.145 プロジェクタ	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	基準の主要な観点(省エネ、有害物質)は共通しており、基準レベルで共通する国も多い
電子計算機等	No.119 パーソナルコンピュータ	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	基準の主要な観点(省エネ、有害物質、3R 設計)は共通しているが、基準レベルでの整合は図られていない部分がある
家電製品	No.152 テレビ	○	○	—	○	○	○	○	/	/	/	/	基準の主要な観点(省エネ、有害物質、3R 設計)は共通しているが、基準レベルでの整合は図られていない部分がある
エアコン	設定なし	—	—	—	○	○	○	○	/	/	/	/	日本では基準が設定されていない 他の各国の基準の主要な観点(省エネ)は共通しているが、評価方法は異なる
ガス調理機器	設定なし	○	—	—	○	—	—	—	/	/	/	/	日本では基準が設定されていない 他の各国の基準の主要な観点(省エネ)は共通しているが、評価方法は異なる



(大分野)	エコマーク商品類型	環境ラベル							(平成 27 年度調査分)				基準の整合状況
		独 国	E U	北 米	中 国	韓 国	タイ	台 湾	北 欧	N Z	ベ ト ナ ム	ブラ ジル	
照明	No.150 電球形 LED ランプ	○	○	—	○	○	○	—	/	/	/	/	基準の主要な観点(省エネ、有害物質)は共通しているが、基準レベルの整合はみられない
制服・作業服	No.103 衣服	○	○	—	○	○	○	○	/	/	/	/	日本と海外の基準設定の主要な観点が異なり整合していない
公共工事 資材・ 衛生陶器	No.156 便器などの衛生器具 —大便器	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	基準の主要な観点(節水性能、有害物質)は共通しているが、基準レベルでの整合はみられない
	—小便器	—	○	—	○	○	—	—	/	/	/	/	基準の主要な観点(節水性能、有害物質)は共通しているが、基準の整合はみられない
	No.157 給水栓—自動水栓	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	基準の主要な観点(節水性能、有害物質)は共通しているが、基準の整合はみられない
	No.158 節水器具—シャワーヘッド	○	○	○	—	○	○	—	/	/	/	/	基準の主要な観点(節水性能、有害物質)は共通しているが、基準の整合はみられない

注 1) 文具一般の基準であり、筆記具の基準ではない。

### 1-3 環境ラベルの相互認証に係る調査

#### (4. 環境ラベル相互認証に係る調査参照)

#### ①環境ラベルの日中韓相互認証に係る調査

日中韓 3 カ国は日中韓環境産業円卓会議のもと、2005 年から日本のエコマーク、中国・環境ラベルおよび韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化および相互認証の実施に向けた検討を継続しており、2007 年に日中韓 3 カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意され、その後、2012 年には「複合機(プリンタ・複写機)」、2013 年に「DVD 機器」、2014 年に「テレビ」の共通基準に関する合意書が締結された。また、2012 年には「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」および「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓 3 カ国の相互認証が開始された。これらの成果としては、日韓間においては、2016 年 2 月末時点で 345 件が相互認証の仕組みを利用して、韓国・環境ラベルの取得が行われるなど、着実に活用実績があがってきている。一方、中国・環境ラベルとの相互認証についての実施方法は定められているが、2015 年 7 月に試験運用を活用した中国・環境ラベルの申請においては、相互認証による申請負荷削減等の効果が得られなかった。そのため、適正な実施に向けて粘り強く要請を続ける必要がある。

平成 27 年度は、平成 26 年度に共通基準化を行う対象として選定された、プロジェクトについて 2015 年(平成 27 年)4 月の日中韓環境ラベル実務者会議(中国・北京)(以下「実務者会議」という)で共通基準項目が合意され、同 4 月の第 1 回日中韓環境ビジネス円卓会議(TREB、中国・上海)で共通基準の合意書を締結した。また、実務者会議では「PC」および「複合機(プリンタ)」の共通基準の改定も行い、同月付で共通基準の改定の覚書を取り交わした。

2015 年 4 月の実務者会議では、次の共通基準を作成する商品カテゴリとして「塗料」および「文具類」が選定され、2016 年(平成 28 年)3 月の日中韓環境ラベル実務者会議で共通基準策定の協議を行い、共通基準項目の合意に至った。その成果は、2016 年(平成 28

年)4月に静岡で開催される第2回 TREB で報告し、共通基準の合意書を締結することとなっている。今後は「シュレッダー」および「繊維製品」を対象に3カ国の共通基準化の協議を進めること、および3カ国で共通基準を策定する対象となる商品カテゴリの選定方法に関するガイドラインの策定(中国提案)、インターネットを活用した情報交換のプラットフォームの構築や電話会議の開催等(韓国提案)により、より一層緊密に協力を進めることとしている。現時点での対象カテゴリは下表 1-5 の通りとなっている。

表 1-5. 日中韓 3 カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ

対象商品カテゴリ 共通基準名		対応する各国の基準			状況
		日本	中国	韓国	
パーソナルコンピュータ (PC) [CJK-01-2007(B)]		No.119Ver.2	HJ2536-2014	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
複合機 (MFD)	プリンタ [CJK-02-2009(C)]	No.155Ver.1	HJ2512-2012	EL142	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03-2009(A)]	No.117Ver.2	HJ/T424-2008	EL141	中国の基準改定終了後に共通基準の改定を実施する。
DVD 機器 [CJK-04-2013(A)]		No.149Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013年10月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
テレビ [CJK-05-2014(A)]		No.152Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
プロジェクタ [CJK-06-2015(A)]		No.145Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
塗料 —		No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年3月に共通基準策定の協議が実施され、2016年4月に共通基準の合意書を締結することとなった。
文房具 —		No.112 Ver.2	HJ572-2010	EL108	2016年3月に共通基準策定の協議を実施され、2016年4月に共通基準の合意書が締結されることとなった。
シュレッダー —		—	HJ2509-2012	EL150	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。日本の基準が作成され以降、3カ国の共通基準が作成される(2017年春)。
繊維製品(衣類) —		No.103-105 Ver.3	HJ/T307-2006 (現在基準の見直し中)	EL311	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

## ②その他の海外環境ラベルとの相互認証に関する調査

日本のエコマークを運営する(公財)日本環境協会が海外の環境ラベル機関と相互認証協定を締結しているのは、2016年3月時点で10機関である(表1-6)。そのうち、相互認証の手順が決定し、相互認証の実務が開始している環境ラベルは、北欧5カ国・ノルディックスワン、韓国・環境ラベル、中国・環境ラベル、ニュージーランド・環境チョイス、タイ・グリーンラベルおよびドイツ・ブルーエンジェルである。また、ノルディックスワン、韓国・環境ラベル、ニュージーランド・環境チョイスについては、累計700機種以上の相互認証の実績が上がっている。平成27年度は、タイ・グリーンラベルで相互認証を活用した認定商品が2015年(平成27年)に初めて8機種誕生したほか、ドイツ・ブルーエンジェルでも、2015年(平成27年)10月に認証手順の規則及び共通基準の合意と相互認証が開始され、近いうちに相互認証を活用した認定商品が誕生する見込みとなっている。

平成27年度は、ノルディックスワンに対してテレビ・プロジェクトの共通基準策定に向けて、協議を開始したほか、タイ・グリーンラベルに対してはプロジェクト、台湾・グリーンマークに対しては画像機器の共通基準策定に向けた協議を進めている。平成28年度にはこれらの成果が上がるものと期待される。

## ③環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

平成26年度までの本業務で実施した事業者、業界団体のニーズ調査では、複写機・プリンタ、プロジェクトの事業者が特に国際展開に積極的であり、多くの海外環境ラベルを取得し、相互認証を望んでいる実態が明らかになった。日本のエコマークを運営する(公財)日本環境協会と海外環境ラベル機関との相互認証の更なる拡大を図るため、2015年3月時点では相互認証協定を締結していなかった香港・グリーンラベルおよびシンガポール・グリーンラベルとの協議状況を調査した。香港・グリーンラベルおよびシンガポール・グリーンラベルは、それぞれ2015年10月に、日本のエコマークとの相互認証協定(基本協定)および附属書として認証手順等の規則の締結を行った。両機関とも「画像機器(複写機・プリンタ)」について共通基準の策定を行うことで合意しており、平成28年度中に相互認証の実務が開始できるように、協議を進めることとしている。

本章で報告した日本エコマークと相互認証協定を締結している海外環境ラベル10機関の実施状況を表1-6に示す。

表 1-6. 日本エコマークと相互認証協定を締結している海外環境ラベル 10 機関の状況

ロゴマーク				
国・地域	北欧 5 カ国	大韓民国	中華人民共和国	ニュージーランド
環境ラベル名	ノルディックスワ ン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル	ニュージーランド・ 環境チョイス
環境ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル委 員会	韓国環境産業技術 院(KEITI)	中国環境保護部環 境認証センター (ECC)、中環連合(北 京)認証センター有 限公司(CEC)	ニュージーランド エコラベリング ト ラスト(NZET)
基本協定の締結	○	○	○	○
認証方法の合意	○	○	○	○
共通基準の設定	複写機、プリンタ (画像機器)	PC、複写機、プリ ンタ、DVD 機器、 テレビ、プロジェク タ	PC、複写機、プリ ンタ、DVD 機器、 テレビ、プロジェク タ	複写機、プリンタ
実務の開始時期	2002 年	2010 年	2012 年	2004 年
相互認証の 活用実績	2010 年度以降 62 機種	345 機種 (2016/1/31)	—	306 機種 (2016/2)
取組状況 課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像機器の共通基準を再設定し、覚書を 2015 年 4 月に締結し、画像機器の相互認証を再開した。</li> <li>現在、TV、プロジェクタの共通基準を協議中。</li> <li>認証までの期間の短縮がメリットとして報告されている(2~4 週間→1 週間)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中韓 3 カ国で協議を進めている。</li> <li>2015 年はプロジェクタの共通基準の合意、PC とプリンタの共通基準の改定を行った。</li> <li>2016 年 3 月に 3 カ国の実務者協議を開催し、塗料、文房具の共通基準を策定した。</li> <li>次の品目として、シュレッダー、繊維製品(衣類)の協議を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には韓国と同じ。</li> <li>相互認証の実務について試験運用を実施したが、中国側で相互認証が進まなかったため、今後解決に向けて取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NZET への申請時にエコマーク認定商品であることを伝えると、原則、審査に係る証明書類の提出が免除され、NZ 環境チョイスを取得できる。</li> </ul>

ロゴマーク				
国・地域	タイ	台湾	北米(カナダ)	ドイツ
環境ラベル名	グリーンラベル	グリーンマーク	エコロゴ	ブルーエンジェル
環境ラベル機関 (運営機関)	タイ環境研究所 (TEI)	環境発展財団 (EDF)	UL Environment, Inc.	ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)、ドイツ連邦環境庁(UBA)、ドイツ品質保証・表示協会(RAL gGmbH)
基本協定の締結	○	○	○	○
認証方法の合意	○	—	○	○
共通基準の設定	複写機、プリンタ	—	—	複写機、プリンタ (画像機器)
実務の開始時期	2014年	—	—	2015年
相互認証の活用実績	○	—	—	実施中
取組状況 課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年9月に相互認証を活用した認証例が誕生した(日→タイ)</li> <li>・次の品目として、プロジェクトを協議中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像機器の相互認証実施に向けて協議を進めている(2015年7月、10月に協議を実施)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、画像機器の相互認証実施に向けて協議を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年8月にドイツで協議を実施、2015年10月に認証手順の規則と共通基準の合意書を締結し、相互認証が開始された。</li> </ul>

ロゴマーク		
国・地域	香港	シンガポール
環境ラベル名	グリーンラベル	グリーンラベル
環境ラベル機関 (運営機関)	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会(SEC)
基本協定の締結	○	○
認証方法の合意	○	○
共通基準の設定	—	—
実務の開始時期	—	—
相互認証の 活用実績	—	—
取組状況 課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年10月に相互認証の基本協定を締結。</li> <li>・今後、画像機器の相互認証実施に向けて協議を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年10月に相互認証の基本協定を締結。</li> <li>・今後、画像機器の相互認証実施に向けて協議を進める。</li> </ul>

#### 1-4 海外環境ラベル取得に係る手続および審査プロセスの調査

##### (5. 海外環境ラベル取得に係る手続および審査プロセスの調査参照)

海外環境ラベル取得に係る手続および審査プロセスの情報は、海外の環境ラベル取得のために、最初に把握しておくべき基礎的情報である。しかし、海外の環境ラベル機関では、手続や審査プロセスを公開していない、または現地語以外では公開していない機関がある。そのため本業務では、海外環境ラベル取得に係る手続等に関して調査を実施し、本報告書にまとめるとともに、事業者が適宜活用可能なように環境省のホームページへの掲載も行った。

調査の対象としては、平成26年度までの調査でドイツ・ブルーエンジェル、EU・エコラベル、北米・エコロゴ、中国・環境ラベル、韓国・環境ラベル、タイ・グリーンラベルおよび台湾・グリーンマークの7ラベルに関してまとめたが、平成27年度は、香港・グ

リーンラベル、シンガポール・グリーンラベル、ベトナム・グリーンラベルおよび北欧 5 国・ノルディックスワンについて、環境ラベル取得のための手続きや審査方法・費用、ならびに基準策定方法について調査を実施し、整理した。

平成 27 年度に調査した 4 ラベルについては、ベトナム・グリーンラベルおよびノルディックスワンが国等の機関により運営されており、特にベトナムは環境ラベルの申請料やライセンス料を徴収していないのが、特徴的である。

## 1-5 グリーン公共調達および環境ラベル基準の国際調和に係る主要国との議論

### (6. グリーン公共調達および環境ラベル基準の国際調和に係る主要国との議論参照)

日本の環境配慮型製品を国際市場に浸透させていくための方策のひとつとして、各国のグリーン公共調達制度への対応や環境ラベルの制度の活用が考えられる。これらの制度や基準は各国ごとに異なる場合が多く、過去に実施された国内事業者へのニーズ調査においても各国の情報が収集しにくいという声や基準の調和を求める声がある。一方、UNEP 等の支援により ASEAN 各国では新たに GPP 制度や環境ラベル制度が構築・展開されるケースも増えており、関係国との対話や的確な情報把握が重要と考えられる。

平成 26 年度に引き続き、平成 27 年度においても 12 月のエコプロダクツ 2015 の開催に併せて担当者意見交換会・国際シンポジウムを開催した。1 日目に担当者意見交換会、2 日目の午前には日本の環境配慮製品やサービス、行政・ラベル機関等の取組を紹介するためにエコプロダクツ 2015 の視察案内を行った他、同日午後には国際シンポジウムを開催した。

#### ◆「グリーン公共調達制度および環境ラベル制度に関する担当者意見交換会」

日 時	2015 年 12 月 9 日(水)10:00～16:00
会 場	東京ベイ有明ワシントンホテル 3F アイリス A
主 催	環境省、(公財)日本環境協会
言 語	日英同時通訳
出席者	25 名 インドネシア、タイ、ベトナム、ドイツ、韓国、中国(海外招聘者:9 名)、日本国環境省、日本環境協会他

#### ◆国際シンポジウム「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

日 時	2015 年 12 月 10 日(木)13:30～16:30
会 場	東京ビッグサイト 会議棟 6 階 607・608 会議室
主 催	環境省、(公財)日本環境協会
言 語	日英同時通訳
参加者	事前登録者数 194 名、当日参加者数 162 名
講演者	日本、EU、ドイツ、タイ、韓国、中国

担当者意見交換会では、日本を含む ASEAN 各国の発表の場と参加国の担当者全員が発言できる機会を設けた。インドネシアでは、10YFP SCP 政策の最初のステップとして、主にタイプ I とタイプ II 環境ラベルを活用する形で GPP に取り組んでおり、GPP の製品基準は現在はなく、今後作成予定という状況であった。タイでは、GPP は第 2 次計画段階として取組まれており、公的機関を含めた約 2,000 機関に対象機関を拡大し、レポートシステムなどモニタリングの強化などを進めるとともに、今後 GPP に関わる法律の制定を目指してレビューを行っている状況であった。ベトナムでは、GPP に係る規則の最初の草案を作成している段階であり、予算や環境法体系への組み込みなどの課題を抱えている状況であった。意見交換の中では、日本だけでなくドイツ、韓国、中国の最新の GPP の取組状況、課題が紹介され、各国の制度の違いとともに、予算や適合製品の拡大、GPP の実施率や認知度の向上などの各国の抱える課題が明らかになった。

国際シンポジウムでは、最初に基調講演として日本のグリーン公共調達と環境ラベルの現状と課題や最新事例紹介が行われ、招聘者に対して日本の取組をアピールするとともに、EU、ドイツ、タイ、韓国および中国から GPP 制度や環境ラベルの最新動向の講演が行われた。国際シンポジウムには 162 名が出席し、日本の事業者等の参加者の関心も非常に高かった。特に今回は、EU の改正公共調達指令による法整備や、ドイツ・ブルーエンジェルの画像機器基準の改定が進められている最中であったことから、画像機器に関する事業者の関心が非常に高く、シンポジウム終了後にはブルーエンジェル基準担当者と関係業界との顔合わせや意見交換も行われるなど有意義な機会としても活用された。

SDGs の目標 12.1 において「開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。」とされている中、日本でこのような国際会議を主導することで、参加する ASEAN 諸国等は日本の GPP 制度への理解を深め、日本を参考にした制度構築が進むことが期待される。一方で、招聘者からは昨年度に引き続き「日本のグリーン購入法とタイプ I 環境ラベル(エコマーク)との関係が理解しにくい」との声が聞かれ、日本の制度の仕組みや利点が十分に海外に理解されるには、海外の GPP 政策担当者や環境ラベル機関の担当者を招聘した国際シンポジウムを継続するとともに、研修など教育の場を併せて提供するという、招聘者に有益な機会をさらにステップアップして提供することも一案と考えられる。

## 1-6 新興国 (ASEAN 等) のグリーン公共調達等の調査

### (7. 新興国 (ASEAN 等) のグリーン公共調達等の調査参照)





東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟する 10 カ国が域内の貿易自由化や市場統合などを通じて成長加速を目指す広域経済連携の枠組み「ASEAN 経済共同体(AEC)」が 2015 年末に発足した。ASEAN 域内の人口は 6 億 2000 万人で、域内総生産が 2 兆 5000 億ドルに達する巨大な経済圏でもあり、世界各国から注目されている。UNEP では 10YFP に基づき、SPP プログラムや GPP と環境ラベルに関する ASEAN 地域のネットワーク(Asia-Pacific GPPEL ネットワーク)、EU やドイツなど複数のプログラムやプロジェクトが実施され、ASEAN 諸国では GPP や環境ラベルの制度が構築されつつあり、最新の動向を把握するこ







とが重要である。

本業務では ASEAN10 カ国を対象に、各国の GPP およびタイプ I 環境ラベル制度の概要と国の政策での位置付け、実効性、制度を構築する上で他の国・機関等からの支援の有無についても調査・分析することを目的に平成 26 年度に引き続き調査を行った。ASEAN 加盟 10 カ国中、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアの 6 カ国が GPP に関して法整備が進められており、このうちインドネシア、タイ、ベトナム、およびマレーシアは、環境ラベルと GPP が密接な関係を持つため、今後も多角的に情報収集し分析する必要がある。なお、タイ以外の国では実効段階まで進んでいない国が多いが、EU などの支援によりフィリピン、マレーシアでパイロットプロジェクトが進展しており、今後も継続的に情報収集を実施することが求められる。下表 1-7 に ASEAN 各国の GPP と環境ラベル制度をまとめた。

表 1-7. 新興国(ASEAN 等)のグリーン公共調達制度のまとめ

国・地域	グリーン公共調達(GPP)			タイプ I 環境ラベル	
	有無	関連法規、概要	主導省庁・機関	有無	ラベル名称・実施状況等
インドネシア	○	<p>「環境保護と管理に関する法律」(Low No.32/2009)  「政府の製品やサービスの調達に関する大統領規則」(No. 54/2010)  SCP in Five Year Plan(2015~2019)  「国家中期開発計画」(RPJMN) (2015~2019)、他  GPP に関する法整備や基準策定等を整備中である。  タイプ I、II 環境ラベル制度の GPP への活用を考えているとしているが、本年度は目立った動きはない。</p>	インドネシア 環境・林業省	○	 <p>エコラベル・インドネシア(インドネシア環境省)  2003 年から JICA の支援のもと制度開始、カテゴリ数(基準数)13、26 商品(6 社)</p>
カンボジア	×	<p>GPP に関する法律はなく、2012 年 2 月に公共調達のルールや手続きなどを定めた公共調達法(No. NS / RKM / 0112/004)が成立したばかりである。  2013 年 3 月に環境省が議長を務める「持続可能な開発のための国民評議会の事務総局が策定した「グリーン成長における国家政策」および「グリーン成長に関する国家戦略計画(2013 年~2030 年)」の中で、一般的な責務として環境配慮型商品の販売等を進めることが明記された。ただし、具体的な品目や基準、実施方法は決定されていない。</p>		×	<p>カンボジアのタイプ I 環境ラベルは現在のところ制度化されていない。</p>
シンガポール	○	<p>GPP に関する法律はないが、GPP のガイドラインにより実施が推奨されている。  シンガポールのエネルギー効率化を推進するため E<sup>2</sup>PO イニシアチブ(Energy Efficiency Program Office)(2009 年)  「環境持続可能性をリードする公共セクター(PSTLES)」イニシアチブを 2006 年から実施している。主に、オフィス製品のエネルギー効率と、公的ビルディングの建設、維持、改修に関して、GPP に取組むことが推奨されている。</p>	国家環境庁	○	 <p>シンガポール・グリーンラベル(シンガポール環境協議会)  1992 年に環境省主導で制度開始、51 カテゴリ、3,000 商品以上(770 社以上)  ・エコマークと相互認証協定を締結。</p>
タイ	○	<p><u>Green Public Procurement Plan (1st, 2nd)</u>  2008 年に第 1 次 GPP プラン(閣議決定)で中央政府への GPP を推奨(実質上はほぼ義務化)し、現在、第 2 次 GPP プランを実施中(全ての公共機関を対象)。対象品目は 19 商品、5 サービスが設定され、年々拡大している。実施状況の把握や効果の推計も行われている。  2015 年 2 月 4 日、官報に公表された「電子市場・電子取引に関する調達ガイドラインの首相府通知」には、タイ・グリーンラベルもしくはグリーンカート製品を調達するよう明記されている。</p> 	天然資源・環境省 公害監視局(PCD)	○	 <p>タイ・グリーンラベル(タイ環境研究所)  1994 年制度開始、107 カテゴリ、519 商品(68 社)  ・グリーンラベル基準は、GPP 基準よりも 10%程度厳しい基準となっており、GPP に活用されている。  ・エコマークと相互認証協定を締結。</p>

国・地域	グリーン公共調達(GPP)			タイプ I 環境ラベル		
	有無	関連法規、概要	主導省庁・機関	有無	ラベル名称・実施状況等	
フィリピン	○	<p>「Executive Order No.301」(2004)</p> <p>大統領令で、各政府機関がグリーン調達プログラムに取り組むことを命じているが、大統領交代により実効性が失われている。</p> <p>現在、SWITCH-Asia によるフィリピン国家 PSC(政策支援コンポーネント)では、貿易工業省主導で GPP のパイロットプロジェクトが実施されている。</p>	大統領府、政府調達ポリシー理事会、予算管理行政省、貿易工業省	○	 <p>フィリピン・グリーンチョイス(フィリピン環境保護および持続可能な発展センター)</p> <p>JICA の支援のもと 2003 年に制度開始、国家のラベルと位置付けられている。</p> <p>カテゴリ数 38、20 商品</p>	
ブルネイ	×	注 1)		×	注 1)	
ベトナム	○	<p>「国家グリーン成長戦略」(1393/QD-TTg:2012)</p> <p>「環境保護法」(55/2014/QH13)</p> <p>法第 44 条で環境にやさしい生産と消費について規定し、法律による環境ラベル製品に基づくグリーン商品を優先利用することが義務付けられている。</p> <p>なお、2015 年 2 月に政令 No.19/2015/ND-CP が定められ、第 47 条に GPP ではベトナム・グリーンラベルの優先順位を高くすること、および財務省は天然資源環境省と連携して取り組むことが明記された。</p> <p>なお、省エネラベリング製品に関しては、「国の予算を使用する政府機関に、省エネ製品の購入を義務付ける首相決定」(68/2011/QD-TTg)に基づいて 13 品目に対して政府調達で省エネラベリング製品の調達は義務付けている。</p>	ベトナム天然資源環境省 (MONRE)	○	 <p>ベトナム・グリーンラベル(MONRE)</p> <p>2009 年制度開始、カテゴリ数 14、53 商品(5 社)</p> <p>GEN には準会員として 2014 年に加盟した。</p>	
マレーシア	○	<p>「第 11 次マレーシア計画」(2016~2020)他</p> <p>GPP 調達(GGP circular) 財務省調達(2014)</p> <p>GPP Short Term Action plan(2013~2015)</p> <p>欧州連合(EU)の財政支援を受けながら SWITCH-Asia プロジェクトとして、「SCP(持続可能な消費と生産)マレーシアプログラム」が立ち上げられた。</p> <p>2014 年 7 月に「政府グリーン調達のためのガイドライン」を策定。</p> <p>5 つの公共機関に対して 6 つの対象品目(クリーニングサービス、ICT 機器、高効率室内照明、用紙、塗料・コーティング、繊維セメント板)を割り当て、パイロット事業を実施している。</p> <p>環境配慮型商品の流通促進と GGP(Green Government Procurement)等への活用を目的に MyHIJAU マーク制度を立ち上げた。MyHIJAU マーク製品の調達や製造する民間企業に対しても税制上の優遇措置を図るとされている。</p> 	エネルギー・グリーンテクノロジー・水道省 (KeTT HA)、マレーシアグリーンテクノロジーコーポレーション (MGTC)	○	 <p>SIRIM エコラベル(SIRIM QAS International)</p> <p>2004 年制度開始、国家の環境ラベルに位置づけられている。</p> <p>Malaysian Standard と SIRIM Eco-Labeling Criteria の 2 種類の基準の枠組みが存在している(基準数は合計で 51)。44 商品が認定を受けている。</p> <p>・SIRIM エコラベル、省エネラベル、節水ラベル等の認定を受けていると、MyHIJAU マークの登録ができることされている。</p>	
ミャンマー	×	注 1)		×	注 1)	
ラオス	×	現在、GPP や環境ラベルは存在せず、実施計画もない。		×		

注 1) UNEP、APO、GIZ 等の国際機関への聞き取りや、関連省庁のウェブサイトを確認、問い合わせを実施したが、GPP や環境ラベルに関する情報は得られなかった。

## 1-7 国際会議等における情報収集

### (8. 国際会議等における情報収集参照)

平成 26 年度までの本業務の調査では、UNEP が GPP や環境ラベルの導入・調和に国際的の議論の中心的な役割を果たしているということが明らかになった。2012 年の Rio+20 において 10YFP が採択され、UNEP 主導による「SPP プログラム」が 10YFP の 6 つの正式プログラムのうちのひとつとして採択された。今後 SPP プログラムのもと SPP/GPP と環境ラベルに関する国際的な議論の展開が期待されることから、平成 27 年度は、平成 26

年度までの調査で取りまとめた SPP プログラムの最新動向を再調査・更新するとともに、SPP プログラムに係る UNEP 関連の国際会議等に参加し、情報収集を行った。

アジア地域では、ASEAN+3 GPPEL ネットワークが Asia-Pacific GPPEL ネットワークに改称され、インターネットを活用したウェブ会議であるウェビナーによるメンバー間の情報共有など SPP プログラムに関連した取組が実施されているほか、EU 支援のプロジェクト「SWITCH-Asia II」の中でフィリピンの GPP 制度の構築・実施を支援するパイロットプロジェクトが開始されている。また、タイとその周辺国では、気候変動に関する基準項目を GPP と環境ラベルに導入支援するプロジェクト「SCP4LCE<sup>1</sup>」がドイツの支援により 2015 年 6 月まで実施されていたが、その後継プロジェクトとして Advance SCP が 2015 年 6 月から開始された。この Advance SCP は、UNEP が主導する SPPEL(持続的な公共調達と環境ラベル)プログラム(対象国：ペルー、チリ、モロッコ、エチオピア)と協働プロジェクトとなり、これまでのタイおよび周辺国に加え SPPEL の対象国に対して気候変動の基準項目を GPP や環境ラベルに導入支援するプロジェクトに拡大している。今後、これらの動向に注視する必要がある。これら平成 27 年度の SPP プログラム等の主な動きを表 1-8 にまとめた。

表 1-8. 平成 27 年度の SPP プログラム等の主な動き

<p>&lt;10YFP SPP プログラム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015 年は SPP プログラムに 7 団体が加わり、参加組織数が 87 に増えた。</li> <li>SPP プログラムの 2014 年～2015 年の活動計画の終了に伴い、ワークエリア 2 カ年計画(2016 年～2017 年)が新たに策定された。一部のワーキンググループ(WG)では主導機関の募集および資金提供を呼び掛けている。平成 27 年度中に以下の調査報告書が作成された。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>“Monitoring Sustainable Public Procurement Implementation”(WG2A)</td> </tr> <tr> <td>“Measuring and Communicating the Benefits of Sustainable Public Procurement”(WG2B)</td> </tr> <tr> <td>“Using Product-Service Systems to Enhance Sustainable Public Procurement”(3A)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>10YFP 信託基金(トラストファンド)の SPP 関連の支援先が決定し、南アフリカ、ウルグアイ、フィリピンの取組が始動した。</li> <li>10YFP ステークホルダーの第 1 回世界会議が 5 月にニューヨーク(アメリカ)で開催された。会議では持続可能な開発目標(SDGs)およびポスト 2015 開発アジェンダの実施体制として 10YFP を推進することが議論された。また、10YFP のプログラムの進捗状況を確認するとともに、プログラム間の連携が提案された。</li> <li>10YFP における大規模なプロジェクト(フラッグシッププロジェクト)のワークショップが 7 月にパリ(フランス)で開催された。10YFP の各プログラムがプロジェクト案を提示し、そのうち 9 つが第一次プロジェクトに指定された。</li> <li>2016 年版 SPP グローバル・レビューの作成に向け、調査チームが始動した。本調査では 2013 年版レビュー時よりも調査対象を拡大し、世界の SPP 政策の評価、各国の成果と課題、革新的な取組や動向が盛り込まれる予定となっている。</li> </ul>	“Monitoring Sustainable Public Procurement Implementation”(WG2A)	“Measuring and Communicating the Benefits of Sustainable Public Procurement”(WG2B)	“Using Product-Service Systems to Enhance Sustainable Public Procurement”(3A)
“Monitoring Sustainable Public Procurement Implementation”(WG2A)			
“Measuring and Communicating the Benefits of Sustainable Public Procurement”(WG2B)			
“Using Product-Service Systems to Enhance Sustainable Public Procurement”(3A)			

<sup>1</sup> SCP4LCE(低炭素経済のための持続可能な消費と生産 炭素低エミッションの公共調達と環境ラベル)

#### <持続可能な開発のための 2030 アジェンダ>

- ・ 2015年9月にニューヨーク(アメリカ)で国連持続可能な開発サミットが開催され、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが成果文書として採択された。アジェンダには持続可能な開発目標(SDGs)が含まれ、国連加盟国は 2030年までの 15年間に SDGs の目標の達成を目指すことが求められる。目標 12に「持続可能な消費と生産の形態の確保」が掲げられている。また、12.1に「開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる」、12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達慣行を促進する」も記載された。

#### <Advance SCP>

- ・ Advance SCP(GIZ、UNEP)は、2015年6月に、それまでの3年間にタイおよび東南アジア諸国で実施されたプロジェクト SCP4LCE(低炭素経済のための持続可能な消費と生産 炭素低エミッションの公共調達と環境ラベル、主導機関:ドイツ国際協力公社(GIZ))の後継プロジェクトとして開始された。

## 1-8 官民連携プラットフォームを通じた情報共有の実施

### (9. 官民連携プラットフォームを通じた情報共有の実施参照)

環境配慮型製品の国際展開を推進するためには、GPPや環境ラベルの基準等の国際整合を図るとともに、官民が連携し、業界団体や事業者の国際展開に関するニーズや課題を共有できる体制を整備することが必要である。

平成27年度は、平成25、26年度に構築した官民連携プラットフォームを活用し、官民連携プラットフォーム会合を開催するとともに、調査結果等をホームページに掲載した。

官民連携プラットフォーム会合では、環境配慮型製品の国際展開に向けた戦略的な方策の検討を行うために、これまでの本事業等における調査結果を紹介するとともに、各業界団体・事業者における国際展開の動向やニーズ等の情報を把握するための意見交換を行った。下表1-9に平成27年度に開催された官民連携プラットフォーム会合の開催概要を示す。

表 1-9. 官民連携プラットフォーム会合開催概要

日時	2016年2月18日(木) 15時～17時
会場	関西大学 東京センター 小教室

参加者	<p>グリーン購入法特定調達品目で対象とする製品分野の業界団体および会員企業</p> <p>&lt;参加業界団体名&gt;</p> <p>(一社)情報通信ネットワーク産業協会</p> <p>(一社)全日本文具協会</p> <p>(一社)電子情報技術産業協会</p> <p>(一社)日本オフィス家具協会</p> <p>日本化学繊維協会</p> <p>日本製紙連合会</p> <p>(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会</p> <p>および上記に加盟する会員企業</p>
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境配慮型製品の国際展開と官民連携プラットフォーム</li> <li>2. サステナブル公共調達の動向</li> <li>3. 環境ラベル基準の相互認証及び国際整合に関する動向</li> <li>4. グリーン公共調達及び環境ラベル基準に関する動向</li> <li>5. 各業界団体における国際展開について</li> </ol>

会合では、事務局より、各国の環境ラベル等の最新の基準の動向、GPP 制度の整備状況、環境ラベルの相互認証の進展状況等の紹介を行った。また参加者からは、環境配慮型製品の各国における市場普及率を調べてほしいといった意見、参加者の間で各国の GPP に関する基本的な知識の共有が必要であるという意見、ASEAN の環境ラベルの実態が聞きたいといった意見、環境ラベルを取得することで各国の公共調達で優遇されるといった普及を促すためのインセンティブの在り方に関する意見の他、自らが関係する製品が ASEAN 加盟国の GPP 調達基準に実際に掲載されている状況を受けて環境性能をビジネスチャンスにつなげる好機を捉えたいとの前向きな意見等が出された。

## 1-9 有識者会議の開催

### (10. 有識者検討会の開催参照)

我が国の環境配慮型製品の強みを活かし、戦略的に環境ラベルの基準等の国際調和や整合を図るためには、官民連携プラットフォームでの課題やニーズの把握と情報の共有に加え、戦略的な取組が必要となる。平成 26 年度に続き、平成 27 年度においても、環境配慮型製品の国際展開の促進に向けた有識者検討会を計 2 回開催し、環境配慮型製品の国際展開に向けた今後の活動の方向性について議論した。

第 1 回検討会では、環境配慮型製品の国際展開を検討する背景および有識者検討会のねらいについて改めて説明を行った。また、平成 27 年度の調査検討業務の内容を示すとともに、業務の一つである日本のグリーン購入法の取組を紹介するハンドブックの作成について、企画概要と素案をもとに検討を行った。

第 2 回検討会では、平成 27 年度に実施された調査結果やハンドブックの内容について報告するとともに、次年度以降の活動の方向性と取組案に関して検討を行った。この結果、平成 28 年度以降の取組として、環境配慮型製品の国際展開を図る対象国や対象地域の絞り込みとともに、絞り込まれた対象国や対象地域における環境配慮型製品の市場規模や市場占有率の調査に加え、上記対象国や対象地域における価格、品質、環境についてのニーズ調査を行う方向性が確認された。

◆第 1 回有識者検討会 開催概要

日 時	2015 年 12 月 15 日(火) 13:00～15:00
会 場	(公財)日本環境協会 会議室
議 事	1. 環境配慮型製品の国際展開の推進に向けた有識者検討会のねらい 2. 本年度の調査検討業務の内容 3. 日本のグリーン購入等の取組に関するハンドブックの作成

◆第 2 回有識者検討会 開催概要

日 時	2016 年 3 月 8 日(火) 10:00～12:00
会 場	経済産業省 別館 3 階 302 会議室
議 事	1. 本年度の主な調査結果 2. 日本のグリーン購入の取組に関するハンドブックの作成 3. 来年度の活動の方向性と取組

## 1-10 日本のグリーン購入等の取組に関するハンドブックの作成

### (11. 日本のグリーン購入法に関するハンドブックの作成参照)

Rio+20 以降、世界規模で公共調達グリーン化、サステナブル化に向けた取組が進んでいる。こうした中、日本におけるグリーン購入法の概要やグリーン購入に関連する取組について、海外に向けた情報発信が十分にできていないという指摘があり、これまでの日本の GPP に関する制度概要や知見を分かり易く海外に発信することが求められているところである。

そこで、今後 GPP の導入や取組の更なる浸透を目指す国や組織等の担当者(GPP に関わる政策担当者)及び環境ラベル機関の実務担当者などが参照することを目的に、日本のグリーン購入法について、タイプ I 環境ラベル(エコマーク)や関連する各種取組の情報も収録しつつ、海外に向けて効率的に紹介・展開するためのハンドブックの作成を行った。

ハンドブックの作成にあたっては有識者検討会で 2 回に議論し、それらの意見を参考に作成を行った。完成したハンドブックは、環境省の環境配慮型製品の国際展開のホームページに掲載した。